

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
07 福島県	368 南会津郡南会津町	07000	3380005009780	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人南陽会				
(8)主たる事務所の住所	福島県	南会津郡南会津町	長野字上ノ山3417-2		
(9)主たる事務所の電話番号	0241-62-5088	(10)主たる事務所のFAX番号	0241-62-5089	(11)従たる事務所の有無 1 有	
(12)従たる事務所の住所	福島県	南会津郡下郷町	大字中妻字大百刈 7 0		
	福島県	南会津郡下郷町	大字湯野上字屋平乙836-3-2		
	福島県	南会津郡下郷町	大字豊成字楢原2489		
	福島県	南会津郡只見町	大字長浜字唱平60		
(13)法人のホームページURL	http://nanyoukai.jp/		(14)法人のメールアドレス	akamatsu-so@nanyoukai.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成3年4月24日	(16)法人の設立登記年月日	平成3年5月9日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
山田 明	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	1 有	2
南会津町民生員会長					
猪股 純一	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	1 有	1
会計事務所経営					
目黒 良平	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	1 有	3
只見町民生員会長					
芳賀 善一	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	1 有	3
下郷町民生員会長					
星 敏恵	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	2 無	3
下郷町教育長					
星 芳昭	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	2 無	3
自営業（旅館経営）					
湯田 嘉朗	H29.4.1 ~ 平成32年度決算評議員会終了時まで		2 無	2 無	3
無職					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	450,000	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
星 太治	1 理事長（会長等含む。）	平成23年4月1日	2 非常勤	平成29年6月16日	無職	2 無
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	5
渡部 喜右	3 その他理事	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	2 非常勤	平成29年6月16日	農業	2 無
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし	6
渡部 利男	3 その他理事	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	2 非常勤	平成29年6月16日	農業	2 無
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし	6
鈴木 義光	3 その他理事	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	2 非常勤	平成29年6月16日	無職	2 無
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし	6
星 紀夫	3 その他理事	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	1 常勤	平成29年6月16日	施設長	2 無
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで		3 施設の管理者	2 無	3 職員給与のみ支給	6
渡部 良喜	3 その他理事	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで				

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況			
渡部 高幸	会計事務所所長	2 無	平成29年6月16日	6	
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	6 財務管理に識見を有する者（その他）		6	
渡部 仁	保育所所長	2 無	平成29年6月16日	6	
	H29.6.16 ~ 平成30年度決算定時評議員会終了時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）		6	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数		0	②常勤兼務者の実数	3	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数		1.2	常勤換算数	0.0		
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数		34	②常勤兼務者の実数	5	③非常勤者の実数	21
	常勤換算数		3.8	常勤換算数	15.2		

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
		1/5

	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月16日	6	2	2		(1)議案第1号 社会福祉法人南陽会理事の選任について（原案の通り可決された） (2)議案第2号 社会福祉法人南陽会監事の選任について（原案の通り可決された） (3)議案第3号 平成28年度社会福祉法人南陽会事業報告について（原案の通り可決された） (4)議案第4号 平成28年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出決算について（原案の通り可決された） (5)議案第5号 平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計収入支出補正予算（第1号）について（原案の通り可決された）
平成29年12月22日	7	2	2		(1)議案第6号 社会福祉法人南陽会定款の一部改正について（原案の通り可決された） (2)議案第7号 社会福祉法人南陽会ハラスメント防止規定の制定について（原案の通り可決された） (3)議案第8号 社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された） (4)議案第9号 社会福祉法人南陽会役員報酬の承認について（原案の通り可決された）
平成30年3月26日	7	2	2		(1)議案第10号 平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計補正予算(案)（第2号）について（原案の通り可決された） (2)議案第11号 平成30年度社会福祉法人南陽会事業計画(案)について（原案の通り可決された） (3)議案第12号 平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収支予算(案)について（原案の通り可決された）

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年4月1日	6	0	社会福祉法人南陽会理事長選任について（原案の通り可決された）
平成29年5月30日	6	1	れた) (2)平成28年度社会福祉法人南陽会収支決算報告について（原案の通り可決された） (3)平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計補正予算(第一次)について（原案の通り可決された） (4)障害者支援施設あかま荘運営規程の一部改正について（原案の通り可決された） (5)障害者支援施設あかま荘短期入所運営規程の一部改正について（原案の通り可決された）
平成29年6月16日	6	2	(1)社会福祉法人南陽会理事長の選任について（原案の通り可決された） (2)社会福祉法人南陽会副理事長の選任について（原案の通り可決された）
平成29年9月29日	6	2	(1)社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された） (2)社会福祉法人南陽会地域生活支援事業所こまどり荘運営規程の制定について（原案の通り可決された）
平成29年12月15日	6	2	(1)社会福祉法人南陽会定款の一部改正について（原案の通り可決された） (2)社会福祉法人南陽会ハラスメント防止規定の制定について（原案の通り可決された） (3)社会福祉法人南陽会就業規則の一部改正について（原案の通り可決された）
平成30年3月26日	6	2	(1)平成29年度社会福祉法人南陽会一般会計補正予算(案)（第2号）について（原案の通り可決された） (2)平成30年度社会福祉法人南陽会事業計画(案)について（原案の通り可決された） (3)平成30年度社会福祉法人南陽会一般会計収支予算(案)について（原案の通り可決された）

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	渡部 高幸 渡部 仁
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	予算と決算の執行状況を照合した結果、乖離しているところが見受けられたため、平成29年度収入支出予算について、第3次補正を行うよう指導があった。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ18,249千円を減額し、補正後の予算の総額を552,232千円とした。

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称							
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)			
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積					
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
001	障害者支援施設あかま荘	00000001	本部経理区分	社会福祉法人南陽会あかま荘			福島県 南会津郡南会津町	長野字上山3417-2	1 行政からの借借等	3 自己所有	平成3年4月24日	0	0
		ア建設費			2/5			0					



①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(3)社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4)社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	241,049,784
②施設・設備に係る公費（円）	43,129,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	308,377,323

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

01 公認会計士
----------

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

穴戸会計事務所
---------

③業務内容

イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
---------------------------

④費用〔年額〕（円）

648,000
---------

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

○社会福祉法に基づき法人監査 監査年月日 平成29年11月15日
1 定款（記載事項）（社会福祉法第31条第1項）
定款の変更については、社会福祉法第45条の9第7項において、いわゆる「特別決議事項」として評議員の3分の2以上の同意が必要とされているが、法人定款第14条第1項第9号では過半数で足りることとされている。定款の変更に関する事項については、定款の必要的記載事項に該当し、社会福祉法と整合する必要があることから、速やかに定款変更を行うこと。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。
2 定款（公表）（社会福祉法第34条の2第1項、社会福祉法第59条の2、社会福祉法施行規則第10条）
定款については、法人の公益性を踏まえ、インターネットの利用により遅滞なく公表しなくてはならないが公表されていないので公表を行うこと。併せて、主たる事務所における定款の備え置きについては直近のものとする。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。
3 役員等の報酬等（社会福祉法第45条の35第2項）
役員及び評議員の報酬等の支給基準については、評議員会の決議が必要とされているが、現行の基準は前理事会において決議されたものであり、新制度による評議員会で決議されていないので、決議を受けること。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。
4 報酬支給基準（社会福祉法第59条の2第1項、第2項、社会福祉法施行規則第10条）
役員及び評議員の報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていないので、速やかに公表すること。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。
5 資産管理（社会福祉法人審査基準2-2-(1)イ）（「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」）
前回の監査において、下郷作業所ホップの施設敷地として賃借している土地について、地上権又は賃借権の登記をしていない事についての指摘を、「現在、司法書士に依頼して作成中」との旨の改善結果が提出されたところであるが、監査日現在、依然として登記されておらず、改善結果どおりの改善が図られていないので、速やかに登記を行なうこと。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載の上、登記後の履歴事項全部証明書の写し、または進捗状況が確認できる書類（司法書士への依頼文書等）を添付すること。
6 決算及び計算関係書類（内部取引の相殺消去）（会計基準省令第11条）（運用上の取扱い4）
平成28年度決算に係る計算書類（事業区分貸借対照表内訳表）の作成に関して、内部取引（拠点区分間の貸借取引）が相殺消去されていないので、会計基準に則り適正に処理するよう改めること。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。
7 決算及び計算関係書類（付属明細書）（会計基準省令第30条）（運用上の取扱い25）
平成28年度の決算において作成する必要がある付属明細書の一部（別紙3㉔積立金・積立資産明細書）が作成されていないので、会計基準に則り作成するように改めること。なお、報告に当たっては、改善結果の内容を具体的に記載すること。

②実施した改善内容

○社会福祉法に基づき法人監査 監査年月日 平成29年11月15日
1.平成29年12月15日の定款変更案について議決済みであり、今後所要の手続きを経て、定款変更認可承認申請書を提出します。
2.平成30年3月1日にインターネットの法人ホームページ上で公開を実施した。
また、法人本部事務所（主たる事務所）には、直近の定款を備え置きました。
3.監査実施後、平成29年12月22日の評議員会にて役員等報酬の支給基準について承認を得ました。
4.平成30年3月1日にインターネットの法人ホームページ上で公開を実施した。
5.下郷作業所ホップの地上権及び賃借権の登記については、司法書士に改めて依頼しました。
地主にも再度理由を説明して手続きを行っているところです。ただ、土地の地番が何箇所にも分かれているところ、立会人の問題や法改正もあり手続き上の問題で2年前から進んでおりませんでした。改めて両者に話をしまして、全ての手続きをお願いしたところです。依頼先の司法書士の説明では、春になり雪が解ける頃に地主と協議をもち、進めていきますとのこと。
登記が完了次第に履歴事項全部証明書を提出いたします。
6.今年度決算より、事業区分貸借対照表においても、拠点区分間貸付金（借入金）と拠点区分間長期貸付金（借入金）を相殺消去します。また、相殺消去する内部取引については、付属明細書 別紙3 ㉔事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書と別紙3㉕サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書を添付し、取引内容を明らかにします。
7.今年度決算より、付属明細書 別紙3 ㉔積立金・積立資産明細書においても作成し、公表します。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無

⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無
----------------------------------	-----